

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年1月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第64号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第33号）の施行期日は、平成20年3月17日とする。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）